

第3 ごみと資源物の収集

1 家庭系ごみ

平成 19 年 4 月現在、市内の全世帯数 1,514,847 世帯を対象に実施しています。

これらの世帯から排出されるごみについて、行政区ごとに 18 か所の収集事務所を設置し、直営により収集を行っています（粗大ごみを除く）。なお、西区と中区に加え、平成 19 年 5 月から栄区で民間委託を実施しています。

平成 17 年 4 月より市内全域で、分別拡大を実施しました（31

ページ参照）。収集品目は 10 分別 15 品目であり、収集方法は粗大ごみを除き、集積場所に排出されたごみを収集するステーション方式です。なお、集積場所数は平成 19 年 4 月現在 61,180 か所です。

ごみを集積場所まで出すことが困難なひとり暮らしの高齢者、障害のある方を対象に、ボランティアと協力して、集積場所までごみ出しを支援する「ふれあい収集」を平成 16 年度から実施しています。

また、狭あい道路等のため、ごみ出しが不便な地域では軽四輪（ダンプ）車による狭路収集を実施しています。

(1) 燃やすごみ

週 3 回（月・水・金または火・木・土）主に小型機械車で収集し、市内 5 か所の焼却工場及び市内 3 か所の輸送事務所に搬入してします。

主な対象品目は、台所のごみや、おもちゃやドライヤーなどのプラスチック製品（50cm 以下の物）、少量の木の枝、板などです。

平成 12 年 2 月から、分別排出の促進、事業系ごみの混入防止、作業事故の防止を目的として、中身がはっきりと確認できる半透明の袋（透明の袋でも可）又はふた付きの容器での排出としています。

輸送事務所

収集地区と焼却工場との距離が遠い地域のごみ収集作業の効率化を図るため、中継基地として輸送事務所 3 か所を設置し、大型車に積み替えて焼却工場へ輸送しています。中継方法は、コンパクタ・コンテナ方式を採用しています。

(2) 缶・びん・ペットボトル

週 1 回（水・木・金・土のいずれか）主に小型機械車で収集し、市内 4 か所の資源選別施設に搬入しています。

対象品目は、食べ物・飲み物（飲み薬を含む）が入っていた缶とガラスびん、飲み物・酒・みりん・しょうゆが入っていた  マークのあるペットボトルの 3 品目です。ふたや中蓋などは外して中を洗ってから、中身がはっきりと確認できる半透明の袋に、缶・びん・ペットボトルを一緒に入れて排出します。

(3) 小さな金属類

週 1 回（缶・びん・ペットボトルの収集日と同じ）実施しています。

主な対象品目は、1辺が30cm未満の大半が金属でできているもので、なべ、フライパン、やかん、ワイヤーハンガーなどです。小さな金属類だけをまとめて、袋に入れずに排出します。ただし、刃物等危険なもの、細かくて散乱する恐れのあるものは新聞紙などで包み、品目名を表示して袋に入れて排出します。

(4) 乾電池

週3回（燃やすごみ収集日と同じ）収集しています。主な対象物はマンガン乾電池、アルカリ乾電池で、乾電池だけをまとめて半透明の袋に入れて排出します。ボタン型電池や充電式電池は収集しておらず、回収ボックスの設置されている回収協力店にお持ちいただきます。

(5) プラスチック製容器包装

週1回（月～土のいずれか）主に小型機械車で収集し、市内3か所の民間中間処理施設に搬入しています。

対象品目は、商品を入れたもの（容器）や、包んだもの（包装）で、中身の商品を取り出した（使った）あと不要になるもので、プラスチック製容器包装類のマーク  のあるものは、すべてが対象となります。

プラスチック製容器包装の中身を残さないようにして中を軽くすすぐ、または拭き取ってから、中身がはっきりと確認できる半透明の袋に、またはふた付き容器で、プラスチック製容器包装だけをまとめて入れて排出します。

(6) スプレー缶

週3回（燃やすごみの収集日と同じ）収集しています。

主な対象品目はヘアスプレー、殺虫剤、カートリッジ式ガスボンベなどです。スプレー缶の中身を完全に出しきり、穴は開けず、中身がはっきりと確認できる半透明の袋に、スプレー缶だけをまとめて入れて排出します。

(7) 古紙

月1回（第1～4回目の月～土のいずれか）、主に小型無蓋（平ボディ）車で収集し、市内13か所のストックヤードに搬入しています。

対象品目は、新聞、段ボール、紙パック、雑誌・その他の紙の4品目であり、大きさをそろえて紐で十文字にしぼるか、大きさのそろわないものや細かいものは雑誌などに挟むか、袋に入れて排出します。

(8) 古布

月1回（古紙の収集日と同じ）実施しています。

主な対象品目は、シャツ・スラックスなどの衣類、シーツ、毛布などで、洗濯してあり、乾いているものを中身がはっきりと確認できる半透明の袋に入れて排出します。

(9) 燃えないごみ

週3回（燃やすごみの収集日と同じ）実施しています。主な対象品目はガラス類、陶磁器類、蛍光灯、電球などで、安全のため新聞紙や厚紙などで包み、「ガラス」「陶器」など品物名を表示し排出します。

(10) 粗大ごみ

粗大ごみは、概ね金属製品で 30cm、木製やプラスチック製品で 50cm 以上のものを対象としています。電話もしくはインターネットにより受け付け、原則として、戸別に収集を行っています。

処理は有料となっていますが、生活保護世帯や、障害のある方がいる世帯等に対しては、手数料を減免する制度があります。

また、粗大ごみを持ち出すことが困難な高齢者の方々に対しては、自宅内に入って収集するサービスを、平成 13 年度から行っています。

2 事業系ごみ

事業活動に伴って生じる廃棄物は、廃棄物処理法により、事業者自らの責任において適正に処理しなければならない、とされています。

この規定を受け、横浜市では原則として事業系ごみは収集せず、自己処理するか市から許可を受けた業者（許可業者）と契約して、資源化又は適正処理することとしています。

なお、事業系ごみは、廃棄物の種類や排出事業者の業種により一般廃棄物と産業廃棄物に分類され、それぞれの許可業者と契約して別々に処理する必要があります。本市焼却工場では、資源化可能な古紙を除く一般廃棄物を受け入れています。

3 動物の死体処理

犬・ねこ等動物の死体処理は、市民から処理依頼（飼育）又は連絡（遺棄）により受け付けたものを処理しています。

飼育の場合は手数料（6,500 円/個）を徴収しています。

平成 18 年度の処理状況は次のとおりです。

犬・ねこ等動物の死体処理状況（単位：個）

種類	区分	処理個数	内 訳	
			飼 育	遺 棄
犬		1,132	1,033	99
ね	こ	11,080	1,140	9,940
そ	他	2,372	396	1,976
計		14,584	2,569	12,015

4 ごみ処理原価年度別推移

（単位：円 / t）

年 度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	
ごみ処理原価	42,494	41,729	40,259	41,776	45,240	
内 訳	収 集 運 搬	27,839	26,608	25,487	25,654	27,924
	処 理 処 分	14,655	15,121	14,772	16,122	17,316

ごみ処理原価は廃棄物の収集、運搬、焼却、埋立、資源化に係る人件費、物件費、減価償却費等から売電収入、国庫補助金等を控除し、ごみ量で除したものです。